



発行 新潟県
号外 1
 令和元年7月4日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会告示

- 11 参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長の事務を取り扱う場所の指定（選挙管理委員会）
- 12 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者の選任（選挙管理委員会）
- 13 参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の印等（選挙管理委員会）
- 14 参議院比例代表選出議員選挙における点字投票用紙の印等（選挙管理委員会）
- 15 参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）
- 16 参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）
- 17 参議院新潟県選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者の選任（選挙管理委員会）
- 18 参議院新潟県選出議員選挙における投票用紙の印等（選挙管理委員会）
- 19 参議院新潟県選出議員選挙における点字投票用紙の印等（選挙管理委員会）
- 20 参議院新潟県選出議員選挙における選挙事務所標札等及び選挙運動用通常葉書差出票等に押すべき印の刷り込みの指定（選挙管理委員会）
- 21 参議院議員通常選挙において確認団体に交付する政談演説会開催告知用立札、看板の類の証紙に押すべき印の刷り込みの指定（選挙管理委員会）
- 22 参議院新潟県選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）
- 23 参議院新潟県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第11号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長の事務は、次の場所において取り扱うものと定めた。

令和元年7月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

場 所 所 在 地

新潟県庁行政庁舎 2階 会議室201 新潟県新潟市中央区新光町 4番地 1

(ただし、7月4日午前中とし、7月4日午後以降は新潟県庁行政庁舎 5階 会議室508とする。)

◎新潟県選挙管理委員会告示第12号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和元年7月4日

新潟県選挙管理委員会

	委員長	長津 光三郎	
区 分	住 所		氏 名
選挙分会長	新潟県新潟市東区藤見町2丁目27番18号		市 川 政 広
選挙分会長	新潟県新潟市中央区美咲町1丁目12番12号		斎 藤 信 義
職務代理者			

◎新潟県選挙管理委員会告示第13号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙（点字投票用紙を除く。）を次の様式により調製し、白色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

令和元年7月4日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎



◎新潟県選挙管理委員会告示第14号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、白色の用紙に赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

令和元年7月4日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎



◎新潟県選挙管理委員会告示第15号

令和元年7月21日執行の参议院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和元年7月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 日 時 令和元年7月4日 午後6時
- 2 場 所 新潟県庁行政庁舎6階 会議室602

◎新潟県選挙管理委員会告示第16号

令和元年7月21日執行の参议院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和元年7月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 日 時 令和元年7月5日 午後6時
- 2 場 所 新潟県庁行政庁舎6階 会議室602

◎新潟県選挙管理委員会告示第17号

令和元年7月21日執行の参议院新潟県選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和元年7月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

区 分	住 所	氏 名
選 挙 長	新潟県新潟市西蒲区巻乙1752番地1	長 津 光三郎
選 挙 長	新潟県新潟市西区新通南2丁目8番14号	大 田 正 信

職務代理者

◎新潟県選挙管理委員会告示第18号

令和元年7月21日執行の参議院新潟県選出議員選挙における投票用紙(点字投票用紙を除く。)を次の様式により調製し、クリーム色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和元年7月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

こう ほ しゃ し めい
候 補 者 氏 名

選

(注意)
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

第二十五回 参議院
新潟県選出議員選挙投票

新潟県選挙管理委員会

◎新潟県選挙管理委員会告示第19号

令和元年7月21日執行の参議院新潟県選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、クリーム色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和元年7月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

こう ほん しゃ し めい 候補者氏名	点 字 投 票
	 (注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 

◎新潟県選挙管理委員会告示第20号

令和元年7月21日執行の参議院新潟県選出議員選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者に交付する選挙事務所の標札、選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板、個人演説会用表示板、街頭演説用標旗、乗車（船）用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき新潟県選挙管理委員会の印並びに選挙長が候補者に交付する選挙運動用通常葉書差出票及び新聞広告掲載証明書に押すべき選挙長の印は、刷り込むものと定めた。

令和元年7月4日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第21号

令和元年7月21日執行の参議院新潟県選出議員選挙において、新潟県選挙管理委員会が確認団体に交付する政談演説会開催告知用立札、看板の類の証紙に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

令和元年7月4日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第22号

令和元年7月21日執行の参議院新潟県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和元年7月4日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

- | | | | |
|---|-----|-------------------|---------|
| 1 | 日 時 | 令和元年7月4日 | 午後5時30分 |
| 2 | 場 所 | 新潟県庁行政庁舎6階 会議室602 | |

◎新潟県選挙管理委員会告示第23号

令和元年7月21日執行の参議院新潟県選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及

び場所を次のとおり定めた。

令和元年7月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 日 時 令和元年7月5日 午後5時30分
- 2 場 所 新潟県庁行政庁舎6階 会議室602